

危機管理初動対応ワーキンググループ検討状況について（案）

1 検討経過

検討状況	出席者
第1回ワーキンググループ (4月11日)	自衛隊、県警、佐久・諏訪地方部、 危機管理部
地方事務所県民生活係長会議 (4月11日)	全地方事務所県民生活係長、 危機管理部
危機管理部内会議 前佐久地方本部長の意見 (4月16日)	危機管理監（前佐久地方本部長）・ 危機管理防災課長 他
市町村危機管理・防災担当課長会議 (4月30日)	全市町村危機管理・防災担当課長、 長野地方气象台、危機管理部 他

2 課題の整理および検討の方向性

検討事項

- ① 災害対策本部設置の運営（設置時期、開催時期 等）
- ② 被災状況の情報収集、提供、共有（県職員の派遣 等）
- ③ 関係機関（市町村、自衛隊、消防、警察等）との応急対策の連携

①災害対策本部設置の運営

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雪の災害対策本部設置基準については、危機管理部で作成してある「大雪時の対応の目安」のマニュアルの中で、災害救助法の適用時に本部設置をすることとしている。今回自衛隊の災害派遣要請をしたことを踏まえ、設置時期を弾力的に運用できるようにしておく必要があった。（危機管理部） ○ 災害対策本部設置時の本部室への執務移行基準が明確でなかったため、危機管理部の事務室で災害対応を行うこととなった。早めに災害対策本部室で災害対応し、本部員を参集して災害対応を行う必要があった。（危機管理部） ○ 災害対策本部員会議の映像が、地方部に配信されていなかったため、本部室での災害対応の検討状況が把握できずに情報共有が不十分だった。（地方部）
----	--

方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置の基準は、県地域防災計画やマニュアルでは、 <ul style="list-style-type: none"> ① 県内で震度6弱以上の地震の発生時（自動設置） ② 知事が必要と認めたとき ③ 東海地震の発生時 ④ 災害救助法の適用時 等 としている。 現在の基準に、 <ul style="list-style-type: none"> ① 南海トラフの巨大地震発生時 ② 長野県への特別警報の発表時 ③ 自衛隊への災害派遣要請時 等 <p>の災害対策本部設置時の基準を加え、できる限り明確化するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部設置時は、災害対策本部室での執務を基本とし、災害対策本部員を参集することとする。 なお、参集範囲は災害の状況に応じて参集するものとする。 ○ 地方部との情報共有は図るため、本部員会議検討状況を、地方部にテレビ会議システムにより配信できるように、機器の整備を図るものとする。
-------------	--

②被災状況の情報収集、提供、共有

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が把握している被害数値と県が把握している被害数値にタイムラグがあり数値が異なったことから、報道からの照会対応に苦慮した。（市町村） ○ 県から情報連絡員派遣はもっと早い段階で行ってほしい。（市町村） ○ 県から情報連絡員を派遣いただき、それなりの効果はあったものの、情報の相互の流れがなかった。 また、情報連絡員は、当該市町村の出身者か当該市町村の地理精通した者の派遣が有効。（市町村） ○ 情報収集職員が災害情報の収集を行っていたようであったが、どのような情報を伝達していたのかわからなかった。 日ごろから顔の見える関係の構築が重要。（市町村） ○ 必要に応じ、情報連絡員の派遣をお願いしたい。（市町村） ○ 県の対応状況についても、情報連絡員をとおして提供してほしい。（市町村） ○ 県から情報連絡員は何を行えばいいのかわかっていなかった。（市
--------	---

	<p>町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集職員が災害情報の収集を行っていたようであったが、どのような情報を伝達していたのかわからなかった。(市町村) ○ 情報連絡員が県への情報伝達、連絡調整等を実施してもらい、非常に有効だった。(市町村) ○ 情報連絡員が情報をどこから入手すればよいのかわからなかった。(地方部) ○ 県が道路滞留者に物資を配布する情報提供がなかった。(市町村) ○ 道路滞留者に物資を配布する状況(提供品等)の情報提供がなかったため、滞留車両の運転手などから問い合わせがあったものの対応ができなかった。(市町村)
<p>方 向 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県の地域防災計画では、市町村において災害対策本部が設置された場合には、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対応の実施等に必要があると認めた時は、県職員を市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行い、危機管理部に情報を伝達することとしている。 今回の災害では、職員が地方部に参集出来ないことを想定していなかったことから、 <ul style="list-style-type: none"> ① 職員が地方部に参集できない場合には、市町村に直接職員を派遣できるように体制を整える。 ② 報告様式を定め、情報収集項目がわかるようにする。 など 「市町村への職員派遣による情報収集」マニュアルを改正し、地方部に応じた形で活用できるよう、ひな形の提供を図っていく。 ○ 市町村に派遣した情報連絡員が、市町村で把握した情報を、本部室・地方部に並行して報告することにより、タイムラグの発生を極力抑え、県・市町村の情報に差異が発生しないようマニュアルを検討する。 また、県の災害対応の状況を本部室から地方部・情報連絡員に伝達することにより、被災市町村と情報共有ができるように体制の整備を整える。 ○ 被災市町村に派遣されている関係機関の情報連絡員(県・警察・自衛隊等)が現地において情報共有ができるように、現地での体制を整えていく。 ○ 地方事務所単位で、市町村の防災担当部局の連絡先、メールアドレスを一覧に取りまとめ、地方事務所及び管内市町村において災害時の情報共有に活用する。

③関係機関との応急対策の連携

<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県から避難所に食事の提供の情報があったが、関係機関の調整に時間を要し、予定時刻から4時間後に食事が到着した。(市町村) ○ 県から避難所に食事の提供があったが、食事到着に時間を要した。(市町村) ○ 国道事務所、ネクスコなど関係機関の情報が相互に情報共有されていなかったため、混乱が生じた。(地方部) ○ 長野国道事務所、高崎国道管理事務所などの情報が全くなく苦慮した。(市町村) ○ 避難所運営にあたり、マンパワーの確保が必要であることから、被災状況を町と一緒に行っていただくとともに、多言語通訳者、健康相談員などの支援をお願いしたい。(市町村) ○ 警察署との連携により、車両所有者に連絡を取っていただいたことにより、車両移動等がスムーズに実施でき、非常に有効だった。(市町村) ○ 県警の協力により自衛隊の先導をいただいたことは有効だった。(自衛隊) ○ 自衛隊、長野国道事務所から情報連絡員を県庁に派遣していただいたことにより、情報連絡員をとおして情報の共有を図ることができた。 また、情報連絡員をとおして応急対応の調整を図ることができた。(危機管理部)
<p>方 向 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時には関係する機関が一堂に会して情報共有を行い、災害対応を行うことが有効であることから、県で災害対策本部を設置した場合には、情報連絡員を県に派遣してもらい、情報共有と災害対応を行うことができるよう体制の整備を図るようにする。

3 今後の検討

- (1) 市町村、自衛隊、警察等関係機関や地方部、県民の意見を踏まえ、課題の検討を具体的に進める。
- (2) 滞留車輛の対応について、県地域防災計画「雪害対策編」の修正を検討する。
- (3) 地方部の検討内容を整理し、検討結果を地方部マニュアル等に反映する。